

## 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」について

### 1 背景

森林・林業における労働災害の発生状況は、中長期的に見ると減少傾向にあるものの（資料1）、他産業に比べると発生率が高い水準で推移している。（資料2）特に、近年（H17～H26の10年間）の労働災害においては、チェーンソーに起因する「切れ・こすれ」や伐木造材時の「激突され」の割合が、死傷災害で48%、死亡災害で41%と非常に高い傾向にある。平成26年度では、伐木造材作業中に立木等に激突されて死亡したと見られる災害が、42人中23人の約55%となっており、チェーンソー作業に起因した災害は労働災害の中で最も高くなっている。（資料3）

また、厚生労働省の調べによると、平成26年の林業における労働災害は、チェーンソーに起因する者の割合が高く、休業4日以上労働災害の約2割を占め、この中で被災部位の約7割が下肢を被災しており、死亡災害においても、伐倒方法が不適切などチェーンソー作業に関係するものが約6割に達している状況となっている。（厚生労働省資料より）

厚生労働省では、このような労働災害を防止するためには、チェーンソーを用いた伐木及び造材の作業で十分な安全管理がなされ、適切な方法で伐木作業等が行われること及びチェーンソーの跳ね返り等による危険から労働者を保護するため、平成24年度から2カ年間の委託事業を経て、本ガイドラインを策定することとしたものである。

なお、厚生労働省の委託事業内で設置された林業労働災害防止対策検討委員会には、林野庁もオブザーバーとして参加している。

### 2 目的

今回のガイドラインは、チェーンソーを用いた伐木等作業において安全に作業を行うために着用すべき保護具、防護衣等について示すとともに、適切な伐木等作業方法を示し、労働安全衛生法やその他の通達と相まってチェーンソーを用いた伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としている。

### 3 今後の対応について

林野庁としては、関係機関等と連携し林業事業者への普及・定着に向けた取組を推進し、チェーンソー作業における労働災害の撲滅を図る。

また、ガイドラインが適切に現場で定着しているか、現地調査等を実施するほか、各都道府県の定着状況についてブロック会議の場等を通じて情報共有する。

なお、参考として紹介されたオリエンテーションカット及びオープンフェイスノッチカットについては、林災防本部、森林総合研究所、林業機械化センター及び都道府県の研究機関等と情報交換などを行い安全性について知見を収集する。

## ガイドラインの概要

### ○防護具等

- ・防護衣（ズボン）、安全靴の選定は、日本工業規格に適合する性能以上の性能を有するものとする。
- ・衣服は皮膚の露出を少なくし、袖・裾締まりが良く、防水性・透湿性を備えた作業性の高いものとする。
- ・手袋は、防振・防寒性能を有する厚手のもの、保護帽は規格に適合し、型式検定の標章が貼付されているもの（常時着用）、顔や目を飛来物から守る保護めがねや騒音障害を防止する耳栓等を使用すること。

### ○チェーンソーの取扱い方法等

- ・できるだけ軽量なものを選定し、エンジンの始動は原則として地面に置いた状態で行うこと。
- ・作業時においては、チェーンソーの前ハンドルと後ハンドルに親指を回して確実に保持し、チェーンソーを肩より高く上げて作業しないこと。
- ・チェーンソー作業中は、立木の樹高の2倍以内、隣接して伐倒作業を行う場合は樹高の2.5倍以内にその他の労働者を立ち入らせず、常に安全な距離を確保すること。

### ○伐木作業

- ・チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を5年ごとに実施すること。
- ・林道、作業路等や周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速並びに樹種、立木の重心、つるがらみ、枯れ枝落下の可能性、待避ルートを確認し、危険を取り除くこと。
- ・斜面下方に対し45～75° 方向を原則として、伐倒方向を確認し、伐倒者は合図した上で作業を行うこと。
- ・かかり木が生じた場合には、平成14年3月28日付け基安安発第0328001号「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」に示した方法により、安全に処理すること。

### ○造材作業

- ・転落、滑ることなどの危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等については、くい止め、歯止め等の措置を講じ支障木はあらかじめ取り除き、必ず斜面上部で作業を行い、足を原木やチェーンソーの下に入れないこと。
- ・元口の山側に立ち、先端に向かって枝払い作業を行い、原木の上で作業しない。
- ・跳ね返るおそれのある枝やかん木は、のこ目を入れる等により反発力を弱め、長い枝は2度に分けて切るなどして作業すること。

### ○玉切作業

- ・作業は斜面上部で原木を安定させた上でを行い、同時に2人で同じ原木での作業は行わないこと。
- ・片持ち原木は、原木の下部1/3をガイドバーの背で切り上げ、次に上部を切り下げ

- ること。その場所での玉切りが困難な場合は、集材後に行うこと。
- 橋状の原木は、側面を切り、次に原木の上部を半分切り下げ、くさびを打った後下部を切り下げること。その場所での玉切りが困難な場合は、集材後に行うこと。